

二、卒業證書授與

本校本科卒業證書授與

本校選科卒業證書授與

本校國語漢文專修科卒業證書授與

附屬高等女學校卒業證書授與

三、唱歌

「ふもへばはてなき」

四、校長告辭

五、文部大臣祝辭

六、生徒謝辭

本校本科卒業生總代

本校選科卒業生總代

本校國語漢文專修科卒業生總代

附屬高等女學校卒業生總代

七、唱歌

「はてしなき」

以上

尚同校今回の本科其他の卒業生は文科に廿六人、理科に十九人、技藝科に十九人、選科に六人、國語漢文專修科に三十九人にして、皆夫々各地に赴任する事となりたりといふ。

●國語體操專修科

今回新に同校に設置せらるべき同科は入學志望者、意外の多數にて先月中旬既に百四十名に達したりといふ。

●學習院初等科の學生募集

學習院初等科にて

は二年級以上六年級まで各級へ各若干名宛、一年級へ凡そ六十名の學生を募集して之を二學級となし、來九月より登學を許すよしにて博く一般士民の優良なる子弟を求めつゝあり。因に同院士民學生の授業料は三年級までは年九圓、四年級以上は十二圓、學年始めは九月なるが故に、それまでに滿六歳に達するものには皆入學を許可するよし。

●東京盲啞學校教員練習科

同規則は先月六日の官報を以て發布せられたり。左に之を抄記す

文部省令第七號 (明治三六、三、六官報)

第一條 東京盲啞學校教員練習科生徒ハ卒業ノ日ヨリ二箇年間文部大臣ノ指定ニ從ヒ盲啞ノ

教育ニ従事スル義務アルモノトス

第二條 前條ノ義務ヲ盡スコト能ハザル事故生

シタルトキハ其理由ヲ具シテ義務ノ免除ヲ文

部大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 第一條ノ義務ヲ盡サル者アルトキハ

在學中給與シタル學資ノ全部又ハ幾部ヲ償還

セシム但前條ニ依リ義務ヲ免除セラレタル者

ハ學資ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ

東京盲啞學校教員練習科規則(明治三六、三)

第一條 本科ハ盲啞ノ教育ニ従事スベキモノヲ養成スルヲ以テ

目的トス

第二條 學科目ハ修身、教育、國語、生理、圖畫、器械使用法

唱歌及体操トス

但專ラ盲人若ハ聾啞ノ教育ニ従事セントスル者ハ特ニ必要

ト認メザル學科目ヲ課セザルコトアルベシ

第三條 生徒ノ定員ハ十名トス

第四條 修業年限ハ一ケ年トシ之ヲ分テ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マデ

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マデ

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日マデ

第五條 本科ニ入學キシムベキ者ノ資格左ノ如シ

一 身体健康ニシテ品行方正ナル者

二 尋常小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者若ハ之ト同等以

上ノ學力アル者

三 年齢男子ハ二十歳以上女子ハ十八歳以上ニシテ家事ニ係

累ナキ者

東京盲啞學校、京都盲啞院ヲ卒業シ盲啞ノ教育ニ従事スルニ

適當ト認メタル者ニハ特ニ入學ヲ許可シ一科目若ハ數科目ヲ

練習セシムルコトアルベシ

第六條 生徒ハ毎年一回之ヲ募集シ試験ノ上入學ヲ許可ス

但シ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シ地方長官ノ薦舉

ニ係ル者ニハ試験ヲ行ハザルコトアルベシ

第七條 學科課程ハ左ノ如シ

學科目	學期		
	第一學期	第二學期	第三學期
修身	一	一	一
教育	八	八	二六
國語	三	三	三
生理	三	三	三
圖畫	三	三	三
機械使用法	四	四	四

第一學期 道德ノ要旨、盲啞ノ教育及教育史、講讀及文法ノ大要、生理及衛生ノ大要、臨畫寫生、熟字書、熟字表、熟字ステレオ、ブレイカー、鉛筆器
 第二學期 盲啞ノ教授法、盲啞ノ實地授業
 第三學期 盲啞ノ實地授業

唱歌	二	平易ナル唱	二	全	上
体操	三	普通体操及遊嬉	三		
合計	二七		二七		二七

第八條 地方長官ニ於テ生徒ヲ薦擧スルニキハ薦擧書ニ本人ノ履歷書ヲ添付スベシ

薦擧ニ係ラザル入學志願者ハ所屬地方廳ヲ經テ入學願書ヲ差出スベシ

前項ノ願書ニハ履歷書及月籍吏ノ作成シタル戸籍謄本ヲ添付スベシ

第十一條 入學ヲ許可セラレタル生徒ニハ在學中學費トシテ一ヶ月金七圓ヲ補給ス

第十二條 生徒在學中自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ願フ者又ハ品行修ラザルタメ退學ヲ命セラレタル者ニハ支給セラレタル學費ヲ償還セシム

●芝高等女學校 府下昨年度の高等女學校不就

學者は殆んど千數百名に及びしを以て今度芝區三田四國町水産學校跡に高等女學校を設立し度旨柵橋、小川、山本、杉浦外三氏より文部省へ出願し

たるに直に認可せられしを以て、本月より開校の筈にて、昨月來生徒を募集せり。

●私立濟美學校 同校は嘉納治五郎、鷹司熙通

上田萬年、近衛篤鷹、菊地大麓、目賀田種太郎、箕作佳吉、澁澤榮一外數氏の發企にて設立せられしものにて尋常高等小學校、中學校并に高等女學校を通じて十一箇年を以て卒業せしむる組織となし嘉納、上田、目賀田の三氏之が創立委員として

取敢へず神田區正則英語學校の一部を以て假校舎にわて本月より尋常小學第一學年に入べき男女兒童六十名を募集せり。小學授業料は毎月六圓にして入學金金二百圓なるが、同一家の者にて二人目

以後の入學者に對しては入學金を要せずとなり、該校設立の趣意は家庭の事情甚だしく懸隔せざる兒童を收容し、夙に小學期に於て品性陶冶の基礎